

アサヒグループホールディングス株式会社  
株式取扱規程

# アサヒグループホールディングス株式会社株式取扱規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 当会社における株主権行使の手続その他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び証券会社、信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第11条に基づき本規程の定めるところによる。

### (株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第2章 株主名簿への記録等

### (株主名簿への記録)

第3条 株主名簿への記録又は株主名簿記載事項の変更は、法令の定めるところにより、総株主通知等機構からの通知により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿への記録及び株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

4 当会社は、株主に対して通知をするために必要がある場合、現在の株式保有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合その他正当な理由がある場合には、機構に対して社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第151条第8項の請求をすることができる。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主及び登録株式質権者(以下「株主等」という。)は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主等は、第3条第2項に規定する場合には、その氏名又は名称及び住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。

3 前2項の届出事項につき変更があった場合には、株主等は、変更後の届出事項を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

(法人株主の代表者)

第5条 法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(共有株式の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(法定代理人)

第7条 株主等の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主等又はそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。ただし、証券会社等又は機構を通じて届け出ることができない場合には、株主名簿管理人に届け出るものとする。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(機構経由の確認方法)

第9条 前5条の届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合は、株主等、法定代理人その他届出を行う権限を有する者からの届出とみなす。

### 第3章 株主確認

(株主等の表示)

第10条 株主が請求その他株主権行使又は届出（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2 当会社に対する株主その他の者からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合は、請求等を行う権限を有する者本人からの請求等とみなし、証明資料等を要しないものとするができる。

3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手續のほか、株主が署名又は記名押印した委任状（会社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認めたときは、委任状及び印鑑登録証明書その他成立の真正を証する資料）を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。

4 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

5 当会社は、請求等を行う者について第1項、第3項及び第4項の規定による確認が完了するまでの間は請求等の受理を留保することができる。

6 当会社は、株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要な場合、特定の者が株主として請求等をしようとする旨認知した場合その他正当な理由がある場合には、機構又は証券会社等に対して、振替法第277条の請求をすることができる。

### 第4章 株主権行使の手續

(少数株主権等)

第11条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、法令の定める期間内に、当会社の定める方式による書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案権)

第 12 条 前条に定めるところにより、株主提案権が行使された場合、提出議案の以下の事項について 400 字を超えるときは、当社は、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

(1) 提案の理由

(2) 取締役、監査役及び会計監査人の選任に関する事項

(その他の権利の行使)

第 13 条 第 10 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、少数株主権等以外の株主の権利の行使について準用する。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 14 条 単元未満株式の買取請求をするときは、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

2 前項の買取請求をした者は、当該請求を撤回することができない。ただし、当社が承諾したときは、この限りでない。

(買取価格の決定)

第 15 条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 16 条 当社は、前条により算出された買取価格から第 25 条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第 17 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振り替えるものとする。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第 18 条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

2 前項の買増請求をした者は、当該請求を撤回することができない。ただし、当社が承諾したときは、この限りでない。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第 19 条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第 20 条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第 21 条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第 22 条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増代金として買増価格に第 25 条に定める手数料を加算した金額が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを当社が確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第 23 条 当社は、毎年次に掲げる日から起算して 10 営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 12 月 31 日
- (2) 6 月 30 日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

2 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

## 第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 24 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

## 第 6 章 手数料

(手数料)

第 25 条 第 14 条の買取請求及び第 18 条の買増請求に係る手数料は、以下の算式により 1 単元当たりの金額を算定し、これを請求に係る単元未満株式の数で按分した金額の 2 分の 1 とする。

<算式>第 15 条の買取単価又は第 21 条の買増単価に 1 単元の株式数を乗じた合計額のうち

100 万円以下の金額につき	1.150%
100 万円超 500 万円以下の金額につき	0.900%
500 万円超 1 千万円以下の金額につき	0.700%
1 千万円超 3 千万円以下の金額につき	0.575%
3 千万円超 5 千万円以下の金額につき	0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1 単元当たり金額が 2,500 円に満たない場合には 2,500 円とする。

2 株主その他の者が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は各自の負担とする。

## 第7章 雑則

(改定)

第26条 本規程の改定は、取締役会の決議により行う。

(効力発生日)

第27条 本規程は、平成24年4月1日に効力を生ずるものとする。

## 沿 革

平成23年7月1日	制定
平成24年4月1日	第2条及び第27条改正